

大学等奨学金利子支援事業 提出書類チェックシート

※確認できたものは、□欄にレ印を付し、申請書に添付して提出してください。

◎はじめに

- ☐ 新規申請 ☐ 継続申請
- ☐ 申請する方と奨学金の貸与を受けた方は同一ですか？
- ☐ 本町の町税を滞納していませんか？
- ☐ 申請する方は40歳未満ですか？(令和9年4月1日現在)

※継続申請の方はチェック不要

◎長瀬町大学等奨学金利子支援給付金支給申請書

- ☐ 申請者(請求者)の住所、氏名、生年月日、電話番号は申請者本人のものですか？
※電話番号は日中に連絡が取れる番号を記載してください。
- ☐ 奨学金名(貸付団体名)、卒業した学校名、就労先(職場)名を記載していますか？
- ☐ 給付金申請額を記載していますか？(合計額1,000円未満切り捨て、上限は3万円)
- ☐ 申請区分の「新規」又は「継続」に○をつけていますか？
- ☐ 申請に必要な書類は添付されていますか？(次項参照)

◎添付書類

- ☐ 令和7年10月1日から令和8年9月30日までに返還した奨学金の金額(元金及び利子の内訳を含む。)を確認することができる書類を添付していますか？
※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている場合は、ホームページから奨学金貸与・返還情報提供サービス「スカラネット・パーソナル」に登録することで、「奨学金返還額証明書」の発行を依頼することができます。登録ができない場合は、郵送により発行を依頼することができます。
- ☐ 就労証明書を添付していますか？(発行の日から1か月以内のもの)
※勤務先の印がないものも原則有効としますが、記載内容について照会をする場合がありますので、必ず問合せ先は記入してください。

【御注意ください】

事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書のデータを無断で作成し、又は改変を行ったときには、申請内容に虚偽があるものとして申請を却下する場合があります。

また、この場合就労証明書の事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立しうるものと考えられますので、無断作成や改変等を行わないようにしてください。

☐ 奨学金貸与機関が発行する奨学金の全体の返還計画を確認することができる書類を添付していますか？

※継続申請の方は添付不要(返還計画の内容に変更があった場合は添付)

※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている場合は、「第二種奨学金の返還条件等通知および口座振替(リレー口座)加入通知」の写し又は「スカラネット・パーソナル」により返還計画が分かる部分の画面コピーを添付してください。「スカラネット・パーソナル」の登録ができない場合は、郵送により「奨学金返還証明書」の発行を依頼し、添付してください。

☐ 卒業証明書等、卒業したことを確認することができる書類を添付していますか？

※継続申請の方は添付不要

◎長瀬町大学等奨学金利子支援給付金請求書

☐ 振込先口座の口座名義は申請者本人のものですか？(通帳を持参してください。郵送の場合は、金融機関名・支店名・口座番号・名義人が確認できる部分のコピーを添付)

◎アンケート ※継続申請の方は回答不要

☐ 御回答いただけましたでしょうか(御協力をお願いいたします。)

問合せ先

長瀬町教育委員会 教育総務担当(長瀬町役場 3 階)

〒369-1392 秩父郡長瀬町大字本野上 1035-1 電話:0494-66-3111 内線 304